

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護
予防サービスに関する基準について」の一部改正に
ついて

計22枚（本紙を除く）

Vol.152

平成22年6月4日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよ
う、よろしくお願いいたします。 】

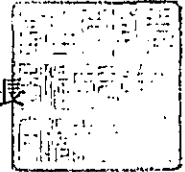
連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3983）
FAX：03-3503-7894



老高発 0601 第 1 号
老振発 0601 第 1 号
老老発 0601 第 1 号
平成 22 年 6 月 1 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

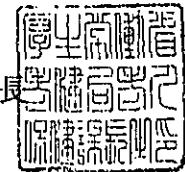
厚生労働省老健局高齢者支援課長



振興課長



老人保健課長



「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成 22 年 3 月 25 日、構造改革特別区域推進本部）を受け、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 75 号）が平成 22 年 6 月 1 日公布され、同日から施行されたことに伴い、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受け入れ事業」の一部が全国展開されたことを踏まえ、別添のとおり「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日付け老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）を一部改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

改正後 (案)	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 総論</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの一体的運営等について</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する各事業を行う者が、指定地域密着型介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型サービスの各事業と指定地域密着型介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができるとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>小規模多機能型居宅介護においては、指定地域密着型サービスにおいても、指定地域密着型介護予防サービスにおいても、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯には、常勤換算方法で、介護従業者を通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人以上配置しなければならないとされているが、例えば、通いサービスの利用者について、要介護の利用者が11人、要支援の利用者が4人である場合、それぞれが独立して基準を満たすためには、指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を4人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となり、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を2人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となるが、一体的に事業を行っている場合については、それぞれの事業所において、要介護の利用者と要支援の利用者とを合算し、利用者を15人とした上で、通いサービスの提供に当たる介護従業者を5人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することによって、双方の基準を満たすこととするという趣</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 総論</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの一体的運営等について</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する各事業を行う者が、指定地域密着型介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型サービスの各事業と指定地域密着型介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができるとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>小規模多機能型居宅介護においては、指定地域密着型サービスにおいても、指定地域密着型介護予防サービスにおいても、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯には、常勤換算方法で、介護従業者を通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人以上配置しなければならないとされているが、例えば、通いサービスの利用者について、要介護の利用者が11人、要支援の利用者が4人である場合、それぞれが独立して基準を満たすためには、指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を4人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となり、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を2人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となるが、一体的に事業を行っている場合については、それぞれの事業所において、要介護の利用者と要支援の利用者とを合算し、利用者を15人とした上で、通いサービスの提供に当たる介護従業者を5人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することによって、双方の基準を満たすこととするという趣</p>

旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、利用定員10人の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所においては、食堂及び機能訓練室の合計面積は10人×3㎡=30㎡を確保する必要があるが、この10人に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用者も含めてカウントすることにより、実態として、要介護者8人、要支援者2人であっても、要介護者7人、要支援者3人であっても、合計で30㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

なお、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを同一の拠点で行う場合であっても、一体的に行わないで、完全に体制を分離して行う場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

第3 地域密着型サービス

一、二 (略)

三 小規模多機能型居宅介護

1 基本方針（基準第六十二条）

(1)～(3) (略)

(4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、構造改革特区として認めており、構造改革特区の申請を行い、認定を受けた上で行うことが必要となる。

なお、障害者自立支援法に基づく生活介護については、構造改革特区の評価等を経て全国展開がなされており、認定を受ける必要はない。

2 (略)

3 設備に関する基準

(1) (略)

(2) 設備及び備品等

①～③ (略)

旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、通いサービスの利用定員15人の指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、居間及び食堂の合計面積は15人×3㎡=45㎡を確保する必要があるが、この15人に指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者も含めてカウントすることにより、実態として、要介護者8人、要支援者7人であっても、要介護者10人、要支援者5人であっても、合計で45㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

なお、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを同一の拠点で行う場合であっても、一体的に行わないで、完全に体制を分離して行う場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

第3 地域密着型サービス

一、二 (略)

三 小規模多機能型居宅介護

1 基本方針（基準第六十二条）

(1)～(3) (略)

(4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、構造改革特区として認めており、構造改革特区の申請を行い、認定を受けた上で行うことが必要となる。

2 (略)

3 設備に関する基準

(1) (略)

(2) 設備及び備品等

①～③ (略)

④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。ただし、事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えない。

また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。

⑤ (略)

4 (略)

四～六 (略)

第4 (略)

④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。ただし、事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の面積基準1人当たり3㎡以上を満たす場合は、共用としても差し支えない。

また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。

⑤ (略)

4 (略)

四～六 (略)

第4 (略)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令(財務三八)

○児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(厚生労働七五)

○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境一〇)

(告示)

○消費者安全法第二十三条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された同法第二十二條第一項の規定による権限に属する事務を都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする件(消費者庁五)

○公証人法第七條ノ二第一項の規定による指定の件(法務三〇二)

○政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令第三條に規定する者を定める件の一部を改正する件(財務一八九)

○物価連動国債の取扱いに関する省令第四條に規定する者を定める件の一部を改正する件(同一九〇)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三條第一項第四号及び同條第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(文部科学・厚生労働一)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(厚生労働二二五)

○所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示(同二二六)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(同二二七)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同二二八)

○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件の一部を改正する件(農林水産八三六)

○保安林の指定をする件(同八三七、八四四)

○船舶安全法第六條ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件(国土交通六〇三)

○船舶安全法第六條ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件(同六〇四、六〇六)

○船舶等型式承認規則第八條の規定に基づき、型式の変更を承認した件(同六〇七)

○道路に関する件(四國地方整備局五八、五九)

○道路に関する件(九州地方整備局七五、七六)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 内閣府 法務省 財務省

(叙位・叙勲)

(官庁報告)

官庁事項

組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について(公表)(農林水産省)

労働

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する告示(経済産業省)

国家試験

平成二十二年度獣医師国家試験予備試験(公告)(農林水産省)

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催(四國経済産業局)

(資料)

閣議決定等事項

(公告)

諸事項

官庁

行政手続法第十五條第三項の規定関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係
会社その他

省令

○財務省令第三十八号
 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一条第一項の規定に基づき、振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十二年六月一日
 財務大臣 菅 直人

振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令
 振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令(平成十四年財務省令第六十五号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項第三号中「第五条の第二十四項」を「第五条の第十五項」に改め、「通知」の下に「(租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十六条の十八の第二第三項の規定による通知を除く。)」を加える。

附則
 この省令は、公布の日から施行する。
 ○厚生労働省令第七十五号
 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十五条、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第三十条第一項第二号並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二条第三項並びに第四条第九項及び第十項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十二年六月一日

厚生労働大臣 長妻 昭
 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令
 (児童福祉施設最低基準の一部改正)
 第一条 児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。
 第三十二条の二の見出し中「認定子ども園である」を削り、同条各号列記以外の部分中「認定子ども園(就学前の子どものための保育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「就学前保育等推進法」といふ。第六條第二項に規定する認定子ども園をいう。以下同じ)である幼児保護施設(就学前保育等推進法第三條第二項に規定する

幼児保護施設をいう。以下同じ)を構成する保育所であつて」とを削り、基準を満たすものは「要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず」に改め、「当該幼児保護施設を「当該保育所」に改め、同条第三号中「幼児保護施設」を「保育所」に改める。
 第三十三条第二項中「認定子ども園」の下に「就学前の子どものための保育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「就学前保育等推進法」といふ。第六條第二項に規定する認定子ども園をいう。」を加える。
 (障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの実施等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第二条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第九十五条」を「第九十五条」に改める。
 第九十四条の次に次の一条を加える。
 (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)
 第九十四条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」といふ。第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において生活介護を提供していること等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち適いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する適いサービス)をいう。以下この条において同じ)を提供する場合には、当該適いサービスを提供する生活介護と、当該適いサービスを指定小規模多機能型居宅介護事業者が行う指定小規模多機能型居宅介護事業所指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項

に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。
 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する登録者をいう)の数のこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる適いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三十二号)第四条第一項の規定により自立訓練又は児童デイサービスとみなされる適いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ)を二十五人以下とする

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の適いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の適いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる適いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十四年厚生労働省令第九十九号)第十九條第二項に規定するその他の児童をいう。)を削る。
 第四条第一項中「生活介護(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ)若しくは自立訓練(同条)を「自立訓練(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條)に改め、生活介護若しくは」を削り、基準該当生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第九十四條に規定する基準)当生活介護の事業を行う事業所をいう。若しくはは基準該当自立訓練事業所(同令)を「基準該当自立訓練事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」といふ。))」に、同令第七十二條を「指定障害福祉サービス基準第七十二條」に、同

なされる適いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十四年厚生労働省令第九十九号)第十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)を削る。
 第一条中「幼児」を「又は満三歳に満たない幼児」に改め、「又はその他の児童(同法第三十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)」を削る。
 第四条第一項中「生活介護(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ)若しくは自立訓練(同条)を「自立訓練(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條)に改め、生活介護若しくは」を削り、基準該当生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第九十四條に規定する基準)当生活介護の事業を行う事業所をいう。若しくはは基準該当自立訓練事業所(同令)を「基準該当自立訓練事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」といふ。))」に、同令第七十二條を「指定障害福祉サービス基準第七十二條」に、同

なされる適いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十四年厚生労働省令第九十九号)第十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)を削る。
 第一条中「幼児」を「又は満三歳に満たない幼児」に改め、「又はその他の児童(同法第三十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)」を削る。
 第四条第一項中「生活介護(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ)若しくは自立訓練(同条)を「自立訓練(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條)に改め、生活介護若しくは」を削り、基準該当生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第九十四條に規定する基準)当生活介護の事業を行う事業所をいう。若しくはは基準該当自立訓練事業所(同令)を「基準該当自立訓練事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」といふ。))」に、同令第七十二條を「指定障害福祉サービス基準第七十二條」に、同

なされる適いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十四年厚生労働省令第九十九号)第十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)を削る。
 第一条中「幼児」を「又は満三歳に満たない幼児」に改め、「又はその他の児童(同法第三十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)」を削る。
 第四条第一項中「生活介護(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ)若しくは自立訓練(同条)を「自立訓練(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條)に改め、生活介護若しくは」を削り、基準該当生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第九十四條に規定する基準)当生活介護の事業を行う事業所をいう。若しくはは基準該当自立訓練事業所(同令)を「基準該当自立訓練事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」といふ。))」に、同令第七十二條を「指定障害福祉サービス基準第七十二條」に、同

なされる適いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十四年厚生労働省令第九十九号)第十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)を削る。
 第一条中「幼児」を「又は満三歳に満たない幼児」に改め、「又はその他の児童(同法第三十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)」を削る。
 第四条第一項中「生活介護(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ)若しくは自立訓練(同条)を「自立訓練(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條)に改め、生活介護若しくは」を削り、基準該当生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第九十四條に規定する基準)当生活介護の事業を行う事業所をいう。若しくはは基準該当自立訓練事業所(同令)を「基準該当自立訓練事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」といふ。))」に、同令第七十二條を「指定障害福祉サービス基準第七十二條」に、同

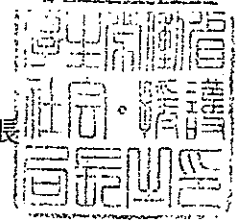
なされる適いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十四年厚生労働省令第九十九号)第十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)を削る。
 第一条中「幼児」を「又は満三歳に満たない幼児」に改め、「又はその他の児童(同法第三十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)」を削る。
 第四条第一項中「生活介護(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ)若しくは自立訓練(同条)を「自立訓練(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條)に改め、生活介護若しくは」を削り、基準該当生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第九十四條に規定する基準)当生活介護の事業を行う事業所をいう。若しくはは基準該当自立訓練事業所(同令)を「基準該当自立訓練事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」といふ。))」に、同令第七十二條を「指定障害福祉サービス基準第七十二條」に、同

なされる適いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十四年厚生労働省令第九十九号)第十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)を削る。
 第一条中「幼児」を「又は満三歳に満たない幼児」に改め、「又はその他の児童(同法第三十九條第二項に規定するその他の児童をいう。以下同じ)」を削る。
 第四条第一項中「生活介護(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ)若しくは自立訓練(同条)を「自立訓練(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條)に改め、生活介護若しくは」を削り、基準該当生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第九十四條に規定する基準)当生活介護の事業を行う事業所をいう。若しくはは基準該当自立訓練事業所(同令)を「基準該当自立訓練事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」といふ。))」に、同令第七十二條を「指定障害福祉サービス基準第七十二條」に、同

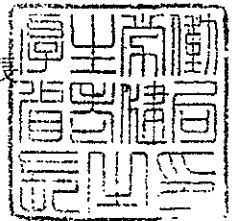
社援発0601第7号
老発0601第2号
平成22年6月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所に
おける障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第75号）及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第228号）が平成22年6月1日に公布され、同日から施行されたところである。

また、これらの省令等の施行に伴い、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成22年6月1日障発0601第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「解釈通知」という。）の一部改正を行ったところである。

その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏なきよう、特段の御配慮をお願いする。

記

第1 改正の趣旨

1 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について

構造改革特別区域計画の認定を受けた地域においては、障害者又は障害児が、障害者自立支援法による生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービスを利用することが困難な場合に、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとしていたところである。

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）を踏まえ、生活介護については、構造改革特別区域計画の認定を受けずに指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとする。

また、児童デイサービスについては、構造改革特別区域計画の認定を受けた地域において指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供する際の要件として、基準該当児童デイサービス計画の策定等を追加することとする。

2 生活介護に係る報酬について

生活介護については、構造改革特別区域計画の認定を受けずに指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとしたことを踏まえ、その際の報酬について、新たに単価を設定する。

3 介護保険法による指定通所介護事業所等に係る基準該当事業所における個別支援計画の策定等について

介護保険法による指定通所介護事業所等に係る基準該当事業所においては、サービス管理責任者の配置が義務付けられていないが、障害者又は障害児に提供するサービスの質の向上をより一層図る観点から、基準該当事業所の従業者に「サービス管理責任者研修」等の受講を促すこととし、研修修了者が基準該当事業所を利用する障害者又は障害児の個別支援計画を作成することが望ましいこととする。

また、指定生活介護事業所に係る基準該当児童デイサービス事業所においては、障害児に提供するサービスの質の向上をより一層図る観点から、指定生活介護事業所のサービス管理責任者に「サービス管理責任者研修」（児童分野。共通部分を除く。）の受講を促すこととし、基準該当児童デイサービス事業所を利用する障害児の基準該当児童デイサービス計画を作成することが望ましいこととする。

第2 改正の概要等

- 1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）関係

一定の要件を満たした介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護事業所とみなすこと。（指定障害福祉サービス基準第94条の2関係）

- 2 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）関係

構造改革特別区域内における介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、当該地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを行う場合に、当該通いサービスを児童デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなすための要件として、基準該当児童デイサービス計画の作成等を追加すること。

なお、基準該当児童デイサービス計画の作成に関する業務は、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとする。この場合において、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。（特区省令第4条第1項関係）

- 3 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）関係

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が実施する基準該当生活介護サービスについては、一日につき884単位を算定することとしたこと。

また、当該基準該当生活介護サービスについては、食事提供のための体制を整えている場合に食事提供体制加算を算定できることとしたこと。(報酬告示別表第5の1のロ、同表第5の1の注3、同表第5の10関係)

4 解釈通知関係

介護保険法による指定通所介護事業所等に係る基準該当事業所においては、サービス管理責任者の配置が義務付けられていないが、以下のとおり、基準該当事業所の従業者に、「サービス管理責任者研修」等の受講を促すこととし、研修修了者が事業所を利用する障害者又は障害児の個別支援計画を作成することが望ましいこととすること。

また、指定生活介護事業所に係る基準該当児童デイサービス事業所においては、以下のとおり、指定生活介護事業所のサービス管理責任者に、「サービス管理責任者研修」(児童分野。共通部分を除く。)の受講を促すこととし、基準該当児童デイサービス事業所を利用する障害児の基準該当児童デイサービス計画を作成することが望ましいこととすること。

(1) 介護保険法による指定通所介護事業所に係る基準該当生活介護、基準該当自立訓練及び基準該当児童デイサービス

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の管理者等に、「サービス管理責任者研修」(介護分野、地域生活(身体)分野、地域生活(知的・精神)分野又は児童分野)及び「相談支援従事者初任者研修」のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)別表第二に定める内容のみを行う研修(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」という。)の受講を促すこととし、研修修了者が基準該当事業所を利用する障害者又は障害児の個別支援計画を作成することが望ましいこととすること。

(2) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準該当生活介護

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修」(介護分野)及び「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の受講を促すこととし、研修修了者が基準該当生活介護事業所を利用する障害者の基準該当生活介護計画を作成することが望ましいこととすること。

(3) 指定生活介護事業所に係る基準該当児童デイサービス

指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に配置するサービス管理責任者に、「サービス管理責任者研修」(児童分野。共通部分を除く。)の受講を促し、

研修修了者が基準該当児童デイサービス事業所を利用する障害児の基準該当児童デイサービス計画を作成することが望ましいこととすること。

第3 その他留意事項

各都道府県においては、サービス管理責任者研修等の実施に当たっては、障害福祉担当部局と介護保険担当部局との連携に努めつつ、関係事業所への周知徹底を図り参加を勧奨するなど必要な対応をとられたい。

また、特区省令の改正に伴い、別途、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」について（平成19年2月19日障障発第0219001号・老振発第0219001号）の一部改正を行ったので、御了知願いたい。